

令和5年3月14日
茨城県保健医療部保健政策課
課長補佐（総括） 関口（内線 3112）
直通：029-301-3117

新型コロナウイルス感染症入院勧告通知の誤送付について

つくば保健所において、患者1名分の新型コロナウイルス感染症入院勧告・解除通知書を、同姓同名の別人に誤送付した事案が発生いたしました。

対象者様並びに県民の皆様の信頼を損ねる事案を起こしてしまったことを深くお詫び申し上げます。

今後、同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

1 誤送付した通知の内容

- 新型コロナウイルス感染症入院勧告通知書、同解除通知書
 - ・新型コロナウイルス感染症患者の入院勧告及び解除を文書で通知するもの。
 - ・患者本人の住所に郵送により交付。

2 通知に含まれる個人情報等

対象者氏名、性別・年齢・住所、感染症名（新型コロナウイルス感染症）、入院勧告をする理由、期間、医療機関名、措置を解除する理由、解除日

3 対象者への対応

- (1) 誤送付を受けた対象者Aへの対応
 - ・3/9（木）、対象者Aからの電話連絡により誤りが判明。
 - ・同日午前、自宅を訪問し、本人に謝罪したうえで、誤送付した文書を回収した。
- (2) 本来通知すべき対象者Bへの対応
 - ・3/9（木）午後、自宅を訪問し、事情を説明・謝罪し、文書を手渡した。

4 原因

- ・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）から、通知書・郵送用ラベルを発行するための患者台帳（エクセル）にデータを移行する際に、通知書発行用データには正しい相手方情報を移行したが、宛名ラベル用のデータに同姓同名の別人の情報を移行し、確認・修正が漏れたこと。
- ・発送時の確認作業において、相手方の氏名の読み合わせによる確認にとどまり、十分にチェックができなかったこと。

5 再発防止策

- 患者データの移行時には、氏名以外の生年月日や発生届出日等の複数項目で抽出し、対象者を確実に特定できるように作業を行う。
- 患者台帳（エクセル）上のデータに、氏名・住所等の不一致がある場合にはエラーメッセージを表示し、注意喚起できるようにする。
- 郵送用宛名ラベルに、確実に個人を識別できる管理番号を印字し、氏名・住所と併せて確認作業を行うよう徹底する。

（参考）経緯

月 日	内 容
3月6日 (月)	・つくば保健所から、対象者に新型コロナウイルス感染症入院勧告通知、解除通知書を発送（3／6 発送分 40件）
3月9日 (木)	・午前、誤送付を受けた対象者Aから電話連絡により誤りが判明。
	・同日、対象者Aの自宅を訪問し、本人へ謝罪し、誤送付した文書を回収。
	・同日、午後、本来通知すべき対象者Bに電話連絡のうえ、自宅に訪問し、本人に事情を説明・謝罪したうえで、文書を手渡した。